

お知らせ information

相談

6月1日は「人権擁護委員の日」です

昭和23年、政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民のなかにあつて国民の基本的な人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

法務省および全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日にちなみ、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心に一層積極的な啓発活動を行っています。人権思想の普及高揚を図

るため、左記のとおり人権擁護委員が特設人権相談所を開設します。

また「人権擁護委員の日」に限らず、電話相談を実施しています。相談は無料で、秘密は固く守られます。困りごとや悩みごとなどお気軽にご相談ください。

【特設人権相談所】

◆とき 6月1日(水)

◆相談時間 午前10時から午後3時まで

◆ところ 役場分庁舎第3会議室(旧母子健康センター)

【電話相談】

●みんなの人権110番

☎0570-0003-110

●子どもの人権110番

☎0120-007-110

●女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

お知らせ

自動車税は5月31日までに納入を！

自動車税は毎年4月1日(午前0時)現在で運輸支局の登録名義人である所有者

(割賦販売による購入の場合は使用者)が納めることになっていきます。

納期内であれば、コンビニエンスストアでも納めることができます。(一部取り扱っていない店舗もあります)

納税通知書は5月上旬にお送りしますので、転居などで届かない場合は左記までお問い合わせください。
☎ 県中地方振興局県税部
024-935-1261

しあわせ金婚夫婦表彰のご案内

◆趣旨

夫婦がともに助け合い力を合わせて良き家庭を築き、地域社会に貢献してきた功績に対し、県内で結婚50年の金婚を迎えた夫婦に表彰状・記念品を贈り、県民を挙げて祝福しようとするものです。

◆主催 福島県老人クラブ連合会・福島民報社

◆後援 福島県・福島県市長会・福島県町村会

◆表彰該当者

昭和42年1月1日から同年12月31日までに結婚した夫婦全組を対象とします。ただし前回までに届け出漏れのあった方もその対象とします。

◆受付期間 7月12日(水)まで

◆申し込み方法

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、各単位老人クラブ会長に提出してください。

◆表彰伝達

9月18日(祝)に行われる小野町敬老会の席上で表彰します。なお表彰式では1組が代表受彰となります。

◆その他

福島民報紙上で、9月の「祝：金婚夫婦」特集で該当者の氏名・年齢が掲載されます。

●小野町社会福祉協議会 ☎72-6866

●小野町老人クラブ連合会会長(村上久さん)まで
☎73-2408

町税等納期

5/31(水)

固定資産税(1期)
軽自動車税(全期)

※口座振替の方は、納期限前日までに口座残高の確認をお願いします。

※固定資産税と軽自動車税は、コンビニエンスストアでも納付できます。

ただし、納付書1枚の金額が30万円を超えたり、納期限後30日を経過した納付書は、コンビニエンスストアでは使用できません。

※口座振替は、指定の口座から納期限日に自動的に振り替えて納付できる便利な制度ですので、ぜひご利用ください。なお利用するためには申し込みが必要です。